

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成30年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定相談の記録)

第2条 小金井市（以下「市」という。）は、条例第13条第1項に規定する特定相談を受けたときは、小金井市障害者差別の解消に係る特定相談対応記録票（様式第1号）を作成し、その内容を記録するものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第3条 条例第14条第1項の助言又はあっせんの申立て（以下「申立て」という。）をしようとする者は、小金井市障害者差別の解消に係る助言・あっせん申立書（様式第2号。以下「申立書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申立てをしようとする者が申立書の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると市長が認めるときは、口頭で申立てを行うことができる。

2 申立てをしようとする者は、申立てに当たり、必要に応じて助言又はあっせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第1項ただし書の規定により口頭で申立てを行う者は、申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。

4 前項の規定による陳述に当たっては、市長は、その指名する職員に当該陳述の内容を記録させなければならない。この場合において、当該職員は、陳述を行った者に記録した内容を読み聞かせる等の方法により、当該内容に誤りのないことを確認しなければならない。

(対象事案の調査)

第4条 条例第15条第2項の規定による勧告は、小金井市障害者差別の解消に係る調査協力勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(申立てに係る意見の求め)

第5条 市長は、条例第16条第1項の規定により小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）の意見を求めるときは、小金井市障害者差別の解消に係る意見依頼書（様式第4号）により行うものとする。

2 自立支援協議会は、条例第16条第1項の規定による意見の求めに対し、意見を
するときは、小金井市障害者差別の解消に係る意見書（様式第5号）により行うも
のとする。

（申立てに係る結果等の通知）

第6条 市長は、申立てに対する処理の経過及び結果を小金井市障害者差別の解消に
係る申立結果通知書（様式第6号）により当該申立てを行った者に通知するもの
とする。

（勧告）

第7条 条例第17条の規定による勧告は、小金井市障害者差別の解消に係る助言・
あっせん勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（公表）

第8条 条例第18条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、市報及
び市ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告を受けた者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）
- (3) 勧告の内容
- (4) 勧告に従わなかった旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（意見を述べる機会の付与）

第9条 市長は、条例第18条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、
当該機会を与える者に対し、次に掲げる事項を小金井市障害者差別の解消に係る意
見陳述機会付与通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- (1) 予定される公表の内容
- (2) 小金井市障害者差別の解消に係る意見書（様式第9号。以下「意見書」という。）
の提出期限（口頭で意見を述べる場合は、出席すべき日時）
- (3) 意見書の提出先（口頭で意見を述べる場合は、出席すべき場所）

2 前項の規定による通知を受けた者（以下「意見陳述者」という。）が意見を述べる
ときは、意見書を市長が別に定める提出期限までに提出する方法により行うもの
とする。ただし、市長が認めるときは、口頭で意見を述べることができる。

3 意見陳述者は、意見を述べるに当たり、必要に応じて証拠書類又は証拠物を提出
することができる。

4 第2項ただし書の規定により意見陳述者が口頭で意見を述べるに当たっては、市

長は、その指名する職員に当該意見の内容を記録させなければならない。この場合において、当該職員は、当該意見陳述者に記録した内容を読み聞かせる等の方法により、当該内容に誤りのないことを確認しなければならない。

(意見書の提出期限の延長等の申出)

第10条 意見陳述者は、やむを得ない事情があるときは、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は口頭で意見を述べる日時もしくは場所の変更を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は口頭で意見を述べる日時もしくは場所を変更することができる。

(意見書を提出しないとき等の取扱い)

第11条 意見陳述者が、正当な理由なく、提出期限までに意見書を提出しないとき、又は口頭で意見を述べる期日に出席しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(代理人)

第12条 意見陳述者は、意見を述べるに当たり代理人を選任することができる。

2 意見陳述者は、前項の規定により代理人を選任するときは、小金井市障害者差別の解消に係る意見陳述代理人選任届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により意見陳述者が代理人を選任したときは、当該代理人は、当該意見陳述者のために意見を述べる一切の行為をすることができる。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。